

助成金交付選考基準

(共通選考基準)

下記の諸点を基準に選考する。

独創性	テーマや研究方法がユニークで新しい課題に挑戦するもの
計画性	活動計画が十分に検討されているもの
発展性	成果の波及効果が大きいもの
必要性	公的機関や企業等の補助・助成が得難い等、振興会の助成の必要性が高いもの

(個別選考基準)

助成金交付規定第2条の助成の交付対象毎の選考基準は下記の通りである。

- (1) 極地研究に従事する研究者、研究機関等への助成
 - ・国立極地研究所の計画や科学研究費補助金等競争的資金の支援組織からの資金が得難い提案を優先する。
- (2) 極地研究に関する国際交流及び現地調査等への助成
 - ・国際交流については、シンポジウムやワークショップの開催等、外国研究者が多く関与する提案を優先する。
 - ・現地調査等については日本南極地域観測隊による観測計画には沿わない課題を優先する。
- (3) 極地の自然、観測情報等を活用する教育者等への助成
 - ・当面、国立極地研究所と共同による南極地域観測隊同行者として参加する現職教員派遣の支援として実施する。
 - ・派遣期間中現地から、出身学校を含む国内の学校等との遠隔授業を複数回実施する計画があること。

附則

この規程は、令和3年3月8日から施行する。（令和3年3月8日理事会議決）